

最高裁秘書第3346号

令和元年6月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年2月19日付け（同月20日受付、最高裁秘書第901号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判官に対する訴追請求事案について、裁判官訴追委員会から受領した文書
(直近の事例に関するもの)

2 開示しないこととした理由

1の文書には、個人識別情報（氏名等）、裁判官訴追委員会内部における審議、
検討又は協議に関する情報であって、公にすると今後、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報及び公にすると事務の
適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この文書は、全
体として行政機関情報公開法第5条第1号、第5号及び第6号に定める不開示情
報に相当することから、開示しないこととした。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）